(目的)

第1条 この要綱は、子育てや若者世帯の移住定住を促進するとともに、村内経済の活性化を図るため、本村に移住定住しようとする者に対して、鮫川村移住定住促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、鮫川村補助金等の交付等に関する規則(昭和60年鮫川村規則第10号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 移住者 転入の日から住宅に入居した日までの期間が1年未満の者、かつ、転入の日前3年において村内に住所を有していなかった者をいう。
 - (2) 定住 本村の住民として永住の意志をもって居住し、住民基本台帳法(昭和42年法 律第81号)第6条第1項に規定する本村の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠 が本村にあることをいう。
 - (3) 定住者 第1号に規定する移住者以外に、本村に住所を有する者のうち、定住しようとする者をいう。
 - (4) 住宅 人の居住の用に供する居室、専用の台所、浴室、トイレ及び玄関を有し、総 床面積50㎡以上の利用上の独立性を有するもの(併用住宅の場合、延べ床面積の2分の 1以上を住宅の用に供し、かつ、住宅の用に供される総床面積が50㎡以上のもの)をい う。

ただし、第5条第2項に規定する来でふくしま住宅取得支援事業加算に該当する場合、 福島県が定める来でふくしま住宅取得支援事業実施要綱第3条に規定する住宅をいう。

- (5) 新築 住宅が建っていない敷地、若しくは建築物を除去した後更地となった状態の 敷地に建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令において適法な住宅を建て ることをいい、当該住宅の不動産登記法(平成16年法律第123号)第27条第1号に規定 する建物の表示に関する登記原因が新築で、その日付が令和3年4月1日以後のもので、 かつ、まだ人の居住の用に供したことのない状態をいう。
- (6) 中古住宅 過去に人の住居の用に供された住宅で、かつ、令和3年4月1日以後に 購入し、建築後3年を超える住宅で、取得費用が250万円以上であること。
- (7) 取得 自己の居住の用に供するための住宅を新築、又は新築建売住宅若しくは中古 住宅を購入し、不動産登記法第3条第1号の所有権保存登記を完了したものをいう。
- (8) 世帯責任者 主として世帯の生計を維持している者として、当該世帯から申告され た者であって当該住宅の取得日時点で45歳未満の者をいう。ただし、村長が特別の事情 があると認めた場合は、この限りでない。
- (9) 請負業者 取得した住宅の建築に当たった建設業者であって、世帯責任者と契約を 締結した業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、移住者居住支

援補助事業、戸建て中古住宅取得補助事業及び若年層定住促進補助事業とする。 (補助対象者)

- 第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する移住者又は定住者の世帯責任者を言い、補助金を交付する。
 - (1) 新規取得した住宅の所有者であること。
 - (2) 補助対象者及び同居する世帯員が、対象住宅の所在地に住民登録をしていること。
 - (3) 補助対象者及び同居する世帯員に、市町村税等の滞納がないこと。 なお、同号に規定する市町村税等とは、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民 健康保険税、その他市町村が賦課する分担金及び負担金等をいう。
 - (4) 補助金交付後、10年以上継続して対象住宅に居住する意思があること。
 - (5) 1対象住宅に2人以上の補助対象者がある場合は、補助金の交付を申請することができる者は、そのうち1人とする。
 - (6) 同一区画の対象住宅の取得につき1回を限度とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としないも のとする。
 - (1) 所有する住宅が公共事業のため収用され、当該収用に伴い新築住宅を取得した者
 - (2) 過去にこの要綱により補助金の交付を受けた者
 - (3) 鮫川村宅地分譲地販売促進事業補助金の交付を受ける者
 - (4) 世帯員全員が鮫川村暴力団排除条例(平成23年鮫川村条例29号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等がいる場合 (補助金の交付額)
- 第5条 補助金の交付額は別表のとおりとする。
- 2 来てふくしま住宅取得支援事業加算 補助対象者は福島県が定める県外移住者で来て ふくしま住宅取得支援事業実施要綱及び来てふくしま住宅取得支援事業補助金交付要綱に 該当する場合、同要綱に規定する額を加算する。ただし、県の予算の範囲内で交付される 額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 当該補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鮫川村移住 定住促進補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の表に掲げ る書類を添えて、村長に提出するものとする。

補助対象事業	提出書類
移住者居住支援補助事業	世帯全員の住民票謄本の写し
戸建て中古住宅取得補助事業若年層定住促進補助事業	申請者及び世帯員が転入した者であること を証明する書類(戸籍の附票の写し、又は 前住所地の住民票除票の写し等)
	誓約書(様式第2号)

市町村税等納税証明書(様式第3号) ※前年度分及び当該年度分(納期到来分)) ※発行から1か月以内

対象住宅の登記事項証明書

対象住宅の請負契約書又は売買契約書の写し

その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 村長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、当該申請の内容を審査及び調査し、補助金交付の適否を判断し、鮫川村移住定住促進補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、 速やかに鮫川村移住定住促進補助金交付請求書(様式第5号)を村長に提出するものとす る。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

- 第9条 村長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を 取り消すものとする。
 - (1) 対象住宅に入居した日から5年以内において、居住の本拠を他の市区町村等に移すことになったとき、又は当該対象住宅を他人に譲渡したとき。
 - (2) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を取り消すべき事由があったと認めたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると 認めたとき。
- 2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合には、速やかに鮫川村移 住定住促進補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により交付対象者に通知するものと する。
- 3 第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された交付対象者が既に補助金の交付を受けているときは、村長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。 (報告及び調査)
- 第10条 交付対象者は、第8条の規定により補助金を受領したら速やかに、鮫川村移住定住 促進補助事業完了報告書(様式第7号)及び 鮫川村移住定住促進補助事業実績報告書 (様式第8号)を提出しなければならない。また、村長は、担当職員にその調査を行わせ ることができる。

(暴力団の排除)

第11条 この要綱の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、当該補助金の 補助対象世帯としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、この条において「暴力団員」という。)又は鮫川村暴力団排除条例(平成23年鮫川村条例第29号)第2条第2号及び第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者
- (2) 自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (3) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品 その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (5) 交付決定者が当該引っ越し作業の契約にあたり、その相手方が第1号から第4号までに規定する行為を行うものであると知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月21日から施行する。

別表

補助対象者	補助対象事業	区分	要件	補助金額
移住者	移住者居住支援補助事業	基本額	新築住宅財 築建売住宅購入 費用。 交付対象者は、 当該住宅の 31時点で、45歳にで、45歳にで、45歳にで、45歳にでよりで、45歳によりによりでではいる。 大満にはいて最初の3月 31日までのもいてますが、31日までもいてますが、31日までのもいる。)	30万円
		加算額	移住者加算	40万円
			子育て加算一人	15万円

			1
		当たり(交付対象者が、当該住宅の取得日時点において、同話のではいるとはではいる。)) は、での間にあるでの間にある者を含む。))	
		村内請負業者加算	10万円
戸建て中古住宅取得補助事業	基本額	中古住宅の購入 費用。 交付対象者は、 当該住宅の取得 日時点で45歳未 満(45歳に達す る日以降におい て最初の3月31 日までの間にあ る者を含む。)	20万円
	加算額	移住者加算 子育て加算一人 当たり(交付対 象者が、当該住 宅の取得日時点 において、交付	15万円
		対象者と同居する15歳未満の子 (15歳に達する 日以後において 最初の3月31日 までの間にある 者を含む。))	

			村内請負業者加算	10万円
定住者	若年層定住促進補助事業	基本額	交付対象者は 当該住宅の取得 日時点で45歳未 満(45歳に達す る日以降におい て最初の3月31 日までの間にあ る者を含む。)	40万円
		加算額	子育の第一人 当たり(交付対象者が、当時点におり、当該保 名の取りでは、 一次では、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 で、 と、 で、 と、 で、 と、 で、 と、 で、 と、 で、 と、 で、 と、 で、 と、 と、 と、 で、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	15万円
			村内請負業者加算	10万円

鮫川村移住定住促進補助金交付申請書

					年	月		日
鮫川村長	様							
		申請者	住所	鮫川村大字		字		
			氏名				(自	
		署)						
		Ę	電話					

鮫川村移住定住促進補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

		□ 移住者居住	支援補助	力事業			
	事業名	□ 戸建て中古	住宅取得	 导補助事業			
		□ 若年層定住	促進補助	力事業			
交	付申請額				円		
		□基 本 額					
		(□400,	000円・	□300, 000)円 • □200,	,000円)	
	内 訳	□転入者加算	400, 0	000円			
		□子育て加算	150, 0	000円×	名		
		□村内業者加算	100,0	000円			
% i	前 住 所 地 転入者加算の場合に記入						
	氏 名	生年月	日	年 齢	続 柄	備	考
世							
帯							
員							
の							
状							
況							
胶	契約年月日	令和	年	月	日		
取得した住宅	取得年月日	令和	年	月	日		
た住	入居年月日	令和	年	月	日		
名	取 得 額				円		

備	考						

※添付書類

- (1) 世帯員全員の住民票
- (2) 転入者加算の場合、転入を確認できる書類(戸籍の附票、又は前住所地の住民票除票) (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) 市町村税等納税証明書(様式第3号) 前年度分及び当該年度分(納期到来分) ※発行から1か月以内の証明書
- (5) 登記事項証明書 (コピー不可)
- (6) 請負契約書又は売買契約書の写し (7) その他村長が必要と認める書類(家屋の図面・建物の写真)

誓 約 書

私は、鮫川村の村民として、永住の意志をもって居住することを誓います。

なお、鮫川村移住定住促進補助金交付要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することに なったときは、同条第3項の規定に基づき補助金の全部又は一部を返還します。

令和 年 月 日

申請者 住 所 鮫川村大字 字

氏 名 (自署)

【説明】鮫川村移住定住促進補助金交付要綱より抜粋

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第9条 村長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を 取り消すものとする。

- (1) 対象住宅に入居した日から5年以内において、居住の本拠を他の市区町村等に移すことになったとき、又は当該対象住宅を他人に譲渡したとき。
- (2) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を取り消すべき事由があったと認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

市町村税等納税証明書

令和 年 月 日

(証明市町村長)

様

申請者 住 所 氏 名 (自 署)

電話

鮫川村移住定住促進補助金交付申請のため、下記の同居する世帯員に課税されている前年 度分及び当該年度分については納期到来分の市町村税等(住民税、固定資産税、軽自動車税、 国民健康保険税)について、納期到来分は納付されており滞納がないことを証明願います。

ふりがな 氏 名	生年月日	性別	続柄	備 考

証 明 書

第号

上記の者に課税されている、前年度分及び当該年度分については納期到来分における納付すべき市町村税等(住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)について、全て納付されており滞納がないことを証明いたします。

令和 年 月 日

証明市町村長

(EII)

第 号年 月 日

鮫川村移住定住促進補助金交付(不交付)決定通知書

(申請者) 様

令和 年 月 日付けで申請のあった鮫川村移住定住促進補助金については、 下記のとおり交付を決定(却下)しましたので、鮫川村移住定住促進補助金交付要綱第7条 の規定により通知します。

記

- 1. 指 令 番 号 鮫川村指令 第 号
- 2. 補助金交付決定額 円

※交付の場合のみ

- 3. 補助金の交付条件
 - (1) 事業を中止し、又は事業の内容を変更する場合は、直ちにその旨を報告すること。
 - (2) 事業を完了したときは速やかに報告すること。
 - (3) 鮫川村移住定住促進補助金交付要綱第9条各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取り消すものとすること。

※不交付の場合のみ

3. 交付却下の理由

鮫川村移住定住促進補助金交付請求書

			令和	年	月	日
鮫川村長	様					
		住 氏 名	f 鮫川村大字		字 ®	

令和 年 月 日付け鮫川村指令 第 号で交付決定のあった、 鮫川村移住定住促進補助金について下記のとおり請求します。なお、補助金は下記の指定口 座へ振り込んでください。

記

1. 請 求 額 金 円

2. 指定口座

11/2-1-/	 	
金融機関名		
本 支 店 名		
口座種別		
口 座 番 号 (右詰めで記入)		
フリガナロ座名義人		

※振込先を確認する書類(通帳のコピー等)を添付

 第
 号

 年
 月

 日

鮫川村移住定住促進補助金交付決定取消通知書

(申請者) 様

鮫川村長

鮫川村移住定住促進補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり交付決定を取り消します。

記

- 1. 交付決定取消額
- 2. 交付決定取消理由

令和 年 月 日

鮫川村長 様

補助対象者

住 所 鮫川村大字字氏 名(自署)

鮫川村移住定住促進補助事業完了報告書

令和 年度において、鮫川村移住定住促進補助事業を、下記のとおり完了しました ので報告します。

記

事業名	□移住者居住支	援補助事業			
	□戸建て中古住	宅取得補助事	事業		
	□若年層定住促	進補助事業			
1	交付決定年月日	令和	年	月	日
2	交付決定額				円
3	完了年月日	令和	年	月	日

円

鮫川村長 様

補助対象者

住 所 鮫川村大字字氏 名(自署)

鮫川村移住定住促進補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け鮫川村指令 第 号で交付決定の通知を受けた鮫川村移住定住促進補助事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

 事業名
 □移住者居住支援補助事業

 □戸建て中古住宅取得補助事業
 □若年層定住促進補助事業

 1 交付決定額
 円

 2 契約年月日 令和 年月日

 3 取得年月日 令和 年月日

 4 入居年月日 令和 年月日

5 取 得 額

※添付書類

完成した家屋の写真を別な角度から2か所(全景)